

入 札 説 明 書

マイナポイント申込支援等業務委託の入札等については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書による。

1 希望型指名競争入札に付する事項

(1) 件名

マイナポイント申込支援等業務委託

(2) 委託内容

別添「仕様書」のとおり

(3) 履行場所

千葉市総務局情報経営部業務改革推進課及び本市が指定する場所

(4) 契約期間

契約締結日から令和5年10月31日（火）

2 入札参加資格

希望型指名競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たさなければならない。

(1) 令和4・5年度千葉市委託入札参加資格者の審査を受け、資格を有すると認められている市内又は準市内業者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者

イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

キ 法人税（個人にあっては所得税）並びに消費税及び地方消費税を完納していない者

ク 千葉市内に本店又は営業所等を有する者において、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの

ケ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者において、個人住民税の特別徴収を行っていないもの

(3) 令和4年度以降に都道府県又は市区町村窓口等において、本件と同規模以上のマイナポイント申込支援業務の履行実績又は履行見込みがあること。

3 希望型指名競争入札参加申込書の提出

希望型指名競争入札に参加を希望する者は、希望型指名競争入札参加申込書及び関係資料を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期間

令和5年5月29日（月）9時00分から令和5年6月2日（金）17時00分まで
ただし、郵送の場合は、上記提出期間内に書留郵便にて、必着とする。

(2) 提出場所

千葉市総務局情報経営部業務改革推進課

(3) 提出方法

持参又は郵送

(4) 提出書類

ア 希望型指名競争入札参加申込書

イ 令和4年度以降に都道府県又は市区町村窓口等において、本件と同規模以上のマイナポイント申込支援業務の履行実績又は履行見込みがあることを確認できる契約書の写し等
※契約書の提出に当たっては、仕様書等の実施体制が把握できる書類を添付すること。

ウ 市税完納及び特別徴収に関する証明書（千葉市内に本店又は営業所等を有する者）
※申請時において、発行後3か月以内のもの（写しでも可）

(5) 入札参加資格確認結果の通知

令和5年6月9日（金）までに申請者に、入札通知書または非指名通知書を発送する。

4 仕様書に関する質問の受付

(1) 提出期間

令和5年5月29日（月）9時00分から6月2日（金）17時00分まで

(2) 提出方法

仕様書に関する質問書兼回答書を後記8の契約事務担当課に電子メールで提出すること。

(3) 質問に対する回答期限

令和5年6月8日（木）

(4) 回答方法

当該質問提出期間内に受理したすべての質問内容及び回答を、全入札参加者に対して電子メールで回答する。

5 入札手続等

(1) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和5年6月12日（月） 16時00分

イ 場所 千葉市総務局情報経営部業務改革推進課 高層棟5階M501会議室
※入札会場が変更となった場合は、別途通知する。

(2) 入札書類

ア 入札書

イ 積算内訳書

※本市指定の様式を使用して提出すること。

ウ 委任状（代理人の場合）

エ 入札通知書（写しでも可）

（４）入札書に記載する金額

入札金額は、本件委託にかかる一切の諸経費を含め見積もること。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

（５）入札保証金

要。ただし、千葉市契約規則第２０条の２に該当する場合は免除とする。

（６）落札者の決定方法

予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする（最低制限価格に満たない応札をした者は失格とする。）。

（７）無効となる入札

千葉市契約規則第１６条の規定に該当する入札は、これを無効とする。

６ 契約の手続等

（１）契約保証金

要。ただし、千葉市契約規則第２９条に該当する場合は、免除とする。

（２）契約書作成の要否

要。

（３）契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

（４）契約条項等の閲覧

千葉市契約規則等は、後記８の契約事務担当課で閲覧できる。

７ 添付書類

（１）入札の心得

（２）委託契約書（案）

（３）仕様書

（４）希望型指名競争入札参加申込書

（５）仕様書に関する質問書

（６）入札書

（７）積算内訳書

（８）入札辞退届

（９）委任状

８ 契約事務担当課

〒２６０－８７２２

千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所高層棟5階

千葉市総務局情報経営部業務改革推進課

電話 043-245-5706

メール gyomukaikaku.GEI@city.chiba.lg.jp